

平成 19 年 5 月
安全基準課

1. 背景・目的

船舶は、船舶安全法第 4 条第 1 項の規定により、その航行する水域に応じた無線電信等を備え付ける義務があり、A2 水域(主に本邦の陸岸から 150 海里程度の海域)を航行する船舶は、船舶設備規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の規定に基づき、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えることとなっている。このうち、総トン数 100 トン未満の船舶等については、一般通信用無線電信等(常に陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものとして告示(船舶設備規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の無線電信等を定める告示)で定めるもの)が MF 無線電話の代替設備として認められており、現在、一般通信用無線電信等の一つとして、800 MHz 帯及び 1.5 GHz 帯で運用する陸上移動局の無線電話(携帯電話・自動車電話)が定められている^注。

それらの周波数帯のものに加え、2001 年 10 月以降、2.0 GHz 帯の携帯電話が運用されており、運用当初はその使用できる範囲が限られていたものの、現在では、800 MHz 帯及び 1.5 GHz 帯で運用する携帯電話・自動車電話と同様、本邦沿岸の大部分で利用可能となっている。また、2.0 GHz 帯の携帯電話の普及は著しく、現在 9 千万台利用されている携帯電話のうち半数以上を占めている。こうした状況の変化を踏まえ、2.0 GHz 帯で運用する携帯電話を、一般通信用無線電信等として認められる無線設備として追加するため、同告示の改正を行い、合わせて船舶検査心得の一部を改正する。

注：携帯電話が MF 無線電話の代替として認められるのは、限定沿海区域又は平水区域を航行する船舶のみ。

【参考】主要な携帯電話事業者によりサービスが提供されている周波数帯(平成 19 年 3 月の聞き取り調査によるもの)

	NTT	KDDI	ソフトバンクモバイル
800 MHz 帯	Mova	au CDMA 1X, au CDMA 1X WIN	—
1.5GHz 帯	シティフォン	ソーカー	Softbank 6・2
2.0 GHz 帯	FOMA	Au CDMA 1X, au CDMA 1X WIN	Softbank 3G

2. 改正点

- (1) 船舶設備規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の無線電信等を定める告示
2.0 GHz 帯で運用する陸上移動局の無線電話を加える。
- (2) 船舶検査心得 3-1 船舶設備規程 第 8 編 無線電信等 311-22.0 (d)(5)
800 MHz 帯、1.5 GHz 帯の携帯・自動車電話に加えて、2.0 GHz 帯の携帯電話を追加する。
また、今般の状況の変化を踏まえ、航行中に通話が可能である場合のみ使用可能であることを明確にする。
- (3) 船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則 第 6 章 救命設備 第 2 節 救命設備の備付基準 58.2 (b)(2)
火せん一個の省略が可能となる携帯・自動車電話に 2.0 GHz 帯の携帯電話を追加する。また、火せんの省略が可能である携帯電話の種類を明確にする。

3. 改正のスケジュール

公布：5 月 30 日

施行：公布の日から